

# Office News

## December.2018

社会保険労務士八セガワ事務所



### トピックス

## メールでの労働条件通知が可能になります

雇用契約を締結する際、会社は従業員に対して労働条件を明示する必要があります。明示する労働条件の一部については、書面で行うことが義務付けられていますが、平成31年4月からはメールやFAX等、書面以外で明示する方法が認められることになりました。

労働基準法で定められている労働条件の明示事項は全部で14項目あります。そのうち以下の①～⑥については、従業員への書面の交付による明示が義務付けられています。(⑤のうち、昇給に関する事項は口頭による明示でもOK)

- ①労働契約の期間に関する事項
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ③就業の場所・従事すべき業務に関する事項
- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換事項
- ⑤賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払時期、昇給に関する事項
- ⑥退職に関する事項（解雇事由を含む）

今回、従業員が希望した場合には、FAXやメールなど、書面以外の方法で明示することが認められることになりました。ただし、メール等で明示するときは、従業員がメール等から情報を出力することにより書面を作成することができる場合に限られます。



## 労務相談 Q&A



シロクマ  
人事部長

パンダ先生、こんにちは。  
最近すっかり寒くなりましたね。  
少し早いですが、今年も1年お世話になりました。

さて、先日裁判所から「債権差押通知」が届きました。中身を確認すると、従業員の給与を差し押さえる内容みたいなのですが、この従業員への給与支払いは、どのように対応したらいいですか？



パンダ  
社労士

シロクマ部長、こんにちは。  
こちらこそ1年お世話になりました。  
来年もどうぞよろしくお願いいたします。

ご質問の賃金に対する差押さえには、次の2種類があります。

- ①民事執行法に基づき裁判所からなされるもの
- ②国税徴収法にも続き税務当局からなされるもの

- ①については、金融業者等からの貸付金の返済が滞っており、金融業者等が裁判所へ申出を行った場合の差押えです。
- ②については、住民税その他税金の滞納がある場合に行われる差押えです。

差押通知が届いた場合は、賃金支払いの原則（直接払い）は適用されず、差押命令に従わなければなりません。また、差押えできる金額には限度があり、差押えの種類によって、その金額は異なります。

- ①の場合は、給与から所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料を控除した手取り額に対して4分の3に相当する部分は、差押えが禁止されています。
- ②の場合は、所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料などの合計額により、差押え可能額が変動します。



## 今月の実務スケジュール

- 年末調整の実施
- 年賀状の発送、カレンダー配付
- 賞与支給、賞与支払届の提出
- 関係官庁・取引先への年末あいさつ
- 事業所内外の大掃除



## 連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2  
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com